

さやまラグビースクール規約

第1条(名称)

本教室は、さやまラグビースクールと称す。

第2条(事務局)

本教室の事務局は代表が指定した場所に置く。

第3条(目的)

ラグビー種目の県西部地区での普及発展と青少年の健全育成を目的とする。

第4条(対象)

スクール生は狭山市内または近隣に在住の幼児から中学3年生の男女を対象とする。

第5条(活動)

- 1 ラグビーの基礎練習
- 2 交流試合
- 3 レクリエーション活動
- 4 その他、当スクールの目的遂行のため必要な活動

第6条(期間)

毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終了する。

第7条(会費)

スクール生は、スポーツ保険料を含む年会費8000円を、一括納入する。
ただし、兄弟姉妹の場合小学生以上は半額4000、未就学児は1000とする。
保護者の保険は年間1500円とする。ただし加入は、任意とする。

第8条(指導)

日本ラグビーフットボール協会の指導方針に準じる。
子供の適正に応じた指導を行う。

第9条(役員)

当スクールに次の役員を置く

- 1 代表 1名
- 2 主務 2名 (中学部1名・小学部1名)
- 3 会計 1名
- 4 監査 1名
- 5 その他、必要に応じて

第10条(役員を選出)

前条役員は、保護者会総会によって選任する。

第11条(役員の任期)

役員の任期は1年とする。

第12条(役員の職務)

- 1 代表はスクールを代表し、運営に関する事項全般を総括する。
- 2 主務はスクールの名簿管理、広報活動、渉外、その他運営に関する事務全般を担当する。
- 3 会計はスクールの会計及び名簿管理する。
- 4 監査は会計を監査する。
- 5 その他、必要に応じて置かれた役員は、上記役員を担当分野に置いて補佐する。

第13条(顧問)

ラグビーの技術指導、スクール運営等に関する助言を得るため、顧問を置くことができる。

附則

本規約は平成19年4月1日より施行する。